

## 自然を活用した幼児教育・保育の推進について

### ◇森林環境教育の観点から

- ・2020年度から導入される新しい学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の重視が提唱されており、森林環境学習においてもまずは森林での体験を通して感性や関心を育てることが「主体的・対話的で深い学び」につながるとして幼児期へのアプローチが注視されている。
- ・これまでは、「やまのこ」など小学校における取組を中心に展開してきたが、新しい概念である「森林ESD（持続可能な開発のための教育）」においては幼児期と学齢期（主に小学校）が一体となった取組が求められる。

### ◇幼児教育・保育の観点から

- ・平成30年4月から適用（平成29年3月公示）された「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の項目の一つに「自然との関わり・生命尊重」が設けられた。



### ◇県内の動き

- ・県内の「森のようちえん」の活発化
- ・協働提案事業による体験会・勉強会等の開催
- ・庁内検討会による推進検討・先進県事例の収集・関係者への意見聴取

※「森のようちえん」・・・自然体験活動を基軸に、保育時間の大半を森林を中心とした自然フィールドで保育する団体。

※庁内検討会・・・総務部私学・県立大学振興課、琵琶湖環境部環境政策課、同森林政策課、健康医療福祉部子ども・青少年局、教育委員会事務局幼小中教育課

## 自然保育の推進

認定制度  
(しが自然保育認定  
制度)

↓  
社会的信頼性の  
付与

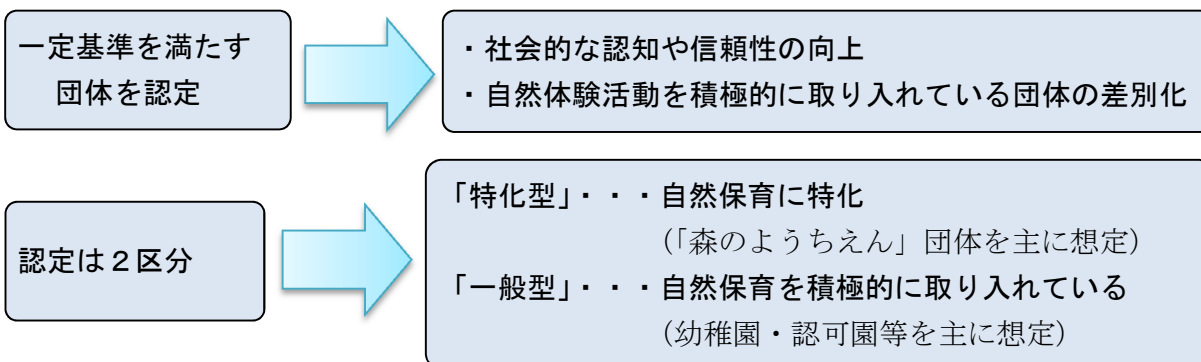
補助制度  
(幼児里山保育推  
進事業補助)

↓  
森林での活動に対  
する支援

研修の実施  
(県内「森のようち  
えん」ネットワーク  
団体へ委託)

↓  
自然を活用した  
保育の質の向上

## しが自然保育認定制度の概要




### 【認定基準のポイント（抜粋）】

項目	特化型	一般型
自然体験活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然体験活動に使用できる場所が園庭以外にあり、優先的に使用できること。</li> <li>・自然体験活動の時間が平均して週 10 時間以上行われていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然体験活動の時間が平均して週 5 時間以上行われていること。</li> </ul>
職員配置と資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育従事者の概ね 1/3 以上は、保育士資格または幼稚園教諭免許状を有する者であること。</li> </ul>	
研修の受講	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然保育を行う上で有効と考えられる外部の研修等の場に参加した常勤の保育従事者がいること。</li> </ul>	
安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理マニュアルを作成し、保育従事者と保護者に周知していること。</li> <li>・自然災害等緊急時の避難等の体制を整えていること。</li> <li>・上級救命講習等の安全管理に関する専門の講習を受講した常勤の保育従事者がいること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通救命講習等の安全管理に関する専門の講習を受講した常勤の保育従事者がいること。</li> </ul>
小学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもごとに保育要録を作成し、小学校に送付すること。</li> </ul>	

## 幼児里山保育推進事業補助金の概要

○「しが自然保育認定制度」の認定を得た団体に対し、森林での活動に必要な経費を助成

助成対象経費	研修受講費、森林フィールドの安全確保費、外部指導者の招へい、森林への移動経費、活動消耗品費 等	
上限事業費	研修受講費を除く経費 20 万円 研修受講費 10 万円	
補助率	1/2 以内	